

## 主任介護支援専門員更新研修の申込み・受講に関するQ & A

### ○受講要件

問1 受講要件に該当するものがありませんが、受講することはできますか。

(回答)

**受講することはできません。**主任介護支援専門員の有効期間満了日までに受講要件を満たしたうえで、主任更新研修を受講してください。

問2 介護支援専門員に係る研修の講師やファシリテーターの経験とは、平成28年度から実施される実務研修の実習者受入先の実習指導者は含まれますか。

(回答)

実習指導者も含まれますので、受講要件を満たします。ただし、予定ではなく、**実績**が必要となります。

問3 介護支援専門員に係る研修の企画とは、どの程度の関わりをもって要件とみなされますか。

(回答)

研修の委員や役員として参画されているのであれば、「介護支援専門員に係る研修の企画」に関わっている者としてみなされます。例えば、大分県介護支援専門員協会（地域協会・協議会も含む）で**研修委員等を経験されていた方**で、その時に研修企画に関わっていた場合も本要件は満たされることとします。

問4 「法定外の研修等に年4回以上」とありますが、法定外の研修とはどのようなものですか。

(回答)

法定研修とは、介護支援専門員の資格・更新等に係る「介護支援専門員実務研修」、「介護支援専門員再研修」、「介護支援専門員実務従事者基礎研修」、「介護支援専門員専門研修」、「介護支援専門員更新研修」、「主任介護支援専門員研修」を指します。よって、それ以外の研修は全て「法定外の研修」となりますが、一方で、研修の内容については、主任介護支援専門員の資質向上に資するものであることが求められます。

**また、受講要件にあるとおり、地域包括支援センターや職能団体等が開催する研修であり、法人内（事業所内）での研修等や行政説明会、地域ケア会議等は認められません。**

問5 法定外研修の年4回以上の研修は、1年間だけ受講して満たされますか。毎年4回以上の受講が必要ですか。

(回答)

本来自己研鑽を積むということでは毎年4回以上受講することが望ましいですが、いずれかの年に年4回以上の参加があれば受講要件を満たすことになります。また、複数日にわたる研修については、受講日数を回数として数えて差し支えありません。

### ○研修修了

問6 主任介護支援専門員研修の修了証書を紛失した場合、どうすればいいですか。

(回答)

受講申込みの際、申込書に紛失した旨（有・無）の記載をしてください。研修実施機関から県へ一括照会して確認をします。

### ○その他

問7 主任更新研修を受講しなかった場合は、どうなりますか。

(回答)

(1) 主任介護支援専門員の有効期間満了日以降は、**主任介護支援専門員としての業務に就くことはできません。**

○地域包括支援センターで主任介護支援専門員としての業務ができなくなります。

○居宅介護支援事業所で、主任介護支援専門員であることで特定事業所加算を算定していた場合、算定ができなくなります。

有効期間以降、再び主任介護支援専門員として業務を行いたい場合は、再度、主任介護支援専門員研修を受講してください。なお、主任介護支援専門員の有効期間後も、介護支援専門員証の有効期間までは、介護支援専門員としての業務は行えます。

(2) 介護支援専門員証の有効期間内に、更新研修又は主任更新研修の**いずれも修了しなかった場合**（又は修了しても、有効期間更新の手続きをしなかった場合）、有効期間後は、介護支援専門員として業務を行えません。

問8 風邪や忌引きなどで欠席した場合、翌年度に未受講課目だけ受講できますか。

(回答)

別途実施する研修の際に当該科目を受講することができます。ただし、有効期間満了日を経過した後の受講はできません。